

### 譲渡所得などの申告は 宇治税務署へ

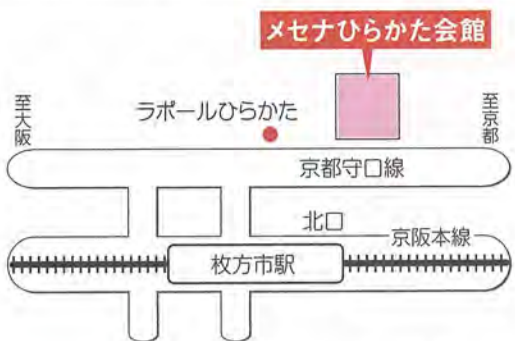
土地や建物、株式などの「譲渡所得」の申告は、直接、宇治税務署へお越しください。  
※市文化センターの会場では受け付けをしていません。

### 宇治税務署1階が 確定申告会場です

●開設期間 2月1日(金)から3月15日(金)まで(土・日・祝日を除く)。  
●受付時間 午前9時～午後5時  
※混雑の状況により早めに受け付けを終了させていただく場合があります。  
※開設期間中は臨時駐車場を設けています。(地図参照)  
※2月15日以前は還付申告に限りません。

### 還付申告センターをご利用ください

還付申告をされる人の利便を図るため、還付申告センターを開設し、税理士による相談を実施します。



■枚方会場 メセナひらかた会館6階(京阪「枚方市駅」北口を出て徒歩5分)  
◇開設期間 2月6日(水)から2月15日(金)まで  
※土・日・祝日および2月12日(火)は開設しません。  
◇開設時間 午前10時から午後4時まで

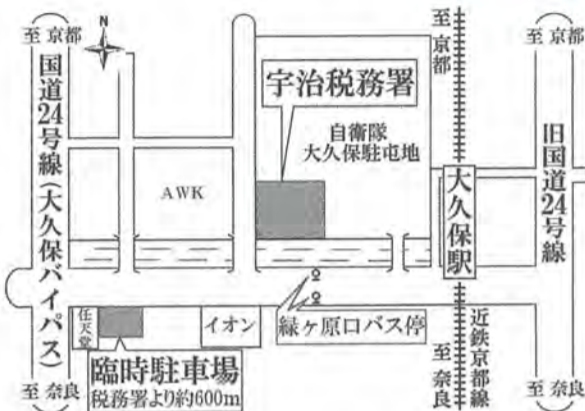
◆問い合わせ 宇治税務署  
0774-44-4141  
(自動音声案内に従って電話機を操作してください)

### 国税庁のホームページで簡単に申告書を作成!

申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。作成した申告書等は、e-TAXを利用して送信するか、プリンタで印刷して郵送等で提出すること

ができます。  
※e-TAXの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーライタの購入など事前準備が必要です。

国税庁ホームページ【http://www.nta.go.jp】



### 国民健康保険料等の負担を軽減

#### 非自発的失業者の 保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減する制度を平成22年4月から実施しています。対象者は次の①②③の要件をすべて満たす人です。(要申請)

▽要件 ①平成21年3月31日以降に失業②退職時点65歳未満③雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また

高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います

▽手続き 雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続きしてください

【軽減対象期間】(例1)平成21年3月31日から22年3月30日までに失業した人：平成22年度の保険料と平成22年4月から平成23年7月までの高額療養費負担限度額等

(例2)平成22年3月31日から23年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成23年度までの保険料と失業月の翌月から平成24年7月までの高額療養費負担限度額等

(例3)平成23年3月31日から24年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成24年度までの保険料と失業月の翌月から平成25年7月までの高額療養費負担限度額等

(例4)平成24年3月31日から25年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成25年度までの保険料と失業月の翌月から平成26年7月までの高額療養費負担限度額等

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】雇用保険受給資格者証に

#### 要件となる離職理由と離職者コード番号

離職者コード番号	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

### 熱損失防止改修工事で 住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当額を減額します。

【減額される要件】  
▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。  
▽平成25年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④までの工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、熱損失防止改修工事の費用の合計が30万円以上であること。

①窓の断熱改修工事(必須)  
②床の断熱改修工事  
③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

【減額の期間と範囲】  
改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の1を減額。  
【手続き】  
改修工事後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査

### 被災地から市内に 避難された皆さんへ

市では、東日本大震災で被災し、市内に避難して来られた皆さんに生活の支援を実施しています。

総務課で被災者登録をし、発行された被災者確認書を基に、各担当課が各種支援を行います。  
なお、被災者登録の受け付けは、国の事業に合わせて終了しますが、時期は未定です。  
◆問い合わせ 総務課

新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。熱損失防止改修とバリアフリー改修を同時に実施し、その改修が減額の要件に適合する場合、両制度とも軽減が受けられます(それぞれ申請が必要)。  
◆問い合わせ 資産税課

記載されている離職年月日と離職理由コード(表)で確認します。  
その他の失業者の保険料減免  
退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月額を3割減免します。  
▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん  
※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等  
国保加入者が、ひとつの医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.2倍以内②その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など収入状況等を証明できる書類、印かん  
◆問い合わせ 国保医療課